相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区杭全八丁目一〇番、最後の住所大阪市生野区巽南三丁目五番二五号金の鈴特別養護老人ホーム

被相続人　亡　今村　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

大阪市北区中之島三丁目二番四号朝日新聞ビル一一階　相続財産管理人　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区谷町六丁目一五番、最後の住所大阪市中央区谷町六丁目一五番一七号

被相続人　亡　森岡　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府交野市私市三丁目九〇二番地の一、最後の住所大阪府交野市私市三丁目一番二七号

被相続人　亡　西川　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市富士町大字下無津呂三四八番地、最後の住所兵庫県川西市栄根二丁目二三番一二号

被相続人　亡　北川　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市雑賀町三四一番地、最後の住所島根県松江市古志原四丁目一二番二五号

被相続人　亡　太田　秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

島根県安来市切川町一一二四番地

相続財産管理人　根来川弘充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県美祢市伊佐町伊佐五二二三番地、最後の住所山口県宇部市大字船木八三三番地一

被相続人　亡　木村　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

山口県山陽小野田市日の出一丁目一番二八号

相続財産管理人　下瀬　豊晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市東大村二丁目一八〇六番地三三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木繁一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十七日

長崎県大村市東本町二九〇番地1

相続財産管理人　渡海　昇

無縁墳墓等改葬公告

墓地環境整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年六月二十七日

一、墳墓等所在地　宮崎県宮崎市田野町二ツ山甲五五五二一

一、墳墓等の名称　二ツ山・中尾地区共同墓地

A―一　氏名不詳、A―二　田中、A―三　永山・岩波、A―四　氏名不詳、B―一　黒木、B―二　田中・船ヶ山・長友・堀内・岩下・全苗、B―三　氏名不詳、C―一　高岡、D―一　藤野、D―二　杉尾、D―三　竹井、D―四　日高・竹中・秋月・河野・久保田・藤野

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　宮崎県宮崎市田野町甲五六〇四―四　二ツ山・中尾地区共同墓地管理組合　組合長　田中　忠治

前払式特定取引業者営業保証金等取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

平成二十四年六月二十七日

大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号

株式会社ベルコ

代表取締役　齋藤　斎

一、名称　株式会社九州シティライフ

代表者の氏名　岩本省三

本店の所在地　福岡県直方市須崎町三番三七号

二、許可年月日　昭和五十二年七月五日

許可失効年月日　平成二十三年八月二十九日

三、営業保証金等の金額

①営業保証金額　金十万円

②前受業務保証金額　金二億四千百三十二万八千円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取り戻されます。

平成二十四年六月二十七日

大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号

株式会社ベルコ

代表取締役　齋藤　斎

宅地建物取引業者営業保証金規則第八条の規定により次のとおり公告します。

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年６月 27 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社オークラハウス　②愛知県知事(7)13738　③代表取締役　木村茂喜　④名古屋市東区泉一丁目22番１－1703号　有限会社オークラハウス　代表取締役　木村茂喜

①株式会社マルトモ　②三重県知事(5)2117　③代表取締役　奥田歳郎　④三重県鈴鹿市平田二丁目10番３号　株式会社マルトモ　代表取締役　奥田歳郎

①株式会社中国住宅工業　②岡山県知事(1)5240　③代表取締役　奥村奈巳　④岡山市北区花尻みどり町５番地の107　株式会社中国住宅工業　代表取締役　奥村奈巳